

新日本商品株式会社

(2010年版)

目 次

	頁
【はじめに】 -----	2
【主な記載項目について】 -----	2
1. 会社の概況 -----	5
(1) 会社名等 -----	5
(2) 会社の沿革 -----	5
(3) 会社の目的 -----	8
(4) 事業の内容（経営組織、業務の内容） -----	9
(5) 営業所の状況 -----	11
(6) 財務の概要 -----	11
(7) 発行済み株式総数 -----	12
(8) 主要株主名 -----	12
(9) 役員の状況 -----	13
(10) 従業員の状況 -----	15
2. 営業の状況 -----	16
(1) 営業方針 -----	16
(2) 当社及び当業界を取り巻く環境 -----	17
(3) 営業の経過及び成果（部門別、受取手数料・売買損益・売買高） -----	18
(4) 対処すべき課題 -----	20
(5) 受託業務管理規則 -----	21
(6) 外務員の登録状況 -----	31
(7) 委託者に関する事項 -----	31
(8) 苦情・紛争・訴訟に関する事項 -----	32
3. 経理の状況 -----	34
(1) 貸借対照表 -----	34
(2) 損益計算書 -----	35
(3) 株主資本変動計算書 -----	36
(4) 個別注記表（貸借対照表、損益計算書関係、金融商品関係） -----	37
(5) 監査に関する事項 -----	42
(6) 財務比率（修正自己資本比率を含む。） -----	43

【はじめに】

本書は、平成 22 年 3 月期（平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、業務の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成 22 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」
内外の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」
当社の平成 21 年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」
当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」
当社が受託業務等業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{リスク額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（*）}} \times 100$$

（*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{総資産額（*）}} \times 100$$

（*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

(1) 会社名等

商品取引員名 新日本商品株式会社
代表者名 代表取締役相談役 島津 嘉弘
所在地 東京都中央区銀座3丁目14番13号
電話番号 03-3543-8181(代)

(2) 会社の沿革

当社は、昭和42年に商品取引所法が改正され、昭和25年から従来商品仲買人と呼ばれていた商品取引員が許可制に移行した会社であります。

年 月	概 要
昭和24年4月	繊維業として東京シルク株式会社を横浜市中区に創業。
昭和43年12月	東京都中央区日本橋浜町2丁目76番地に本社を移転。 (資本金1,000万円) 商号を「新日本商品株式会社」に変更。
昭和44年1月	東京都中央区日本橋堀留町に本社を移転する。
昭和46年1月	農林大臣(現・農林水産大臣)より、横浜生糸取引所(合併により現・東京穀物商品取引所)生糸市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和46年6月	農林大臣(現・農林水産大臣)より、東京砂糖取引所(合併により現・東京穀物商品取引所)砂糖市場、前橋乾繭取引所(合併により現・東京穀物商品取引所)乾繭市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和46年8月	新宿支店開設。
昭和47年1月	資本金を8,000万円に増資。
昭和49年2月	資本金を1億円に増資。
昭和50年1月	資本金を1億2,500万円に増資。
昭和50年12月	福島支店開設。
昭和51年5月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、東京繊維取引所(合併により、現・東京工業品取引所)綿糸、毛糸市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和51年6月	新潟支店開設。
昭和52年4月	新宿支店廃止。
昭和52年5月	群馬支店開設。
昭和54年11月	許可更新。
昭和57年11月	水戸支店開設。

年 月	概 要
昭和 58 年 3 月	農林水産大臣より、大阪穀物商品取引所（合併により現・関西商品取引所）農産物市場及び神戸生糸取引所（合併により現・関西商品取引所）繭糸市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和 58 年 4 月	大阪支店、姫路支店開設。
昭和 58 年 11 月	許可更新。
昭和 59 年 12 月	仙台支店開設。 福島支店廃止。
昭和 60 年 12 月	水戸支店移転。
昭和 62 年 6 月	通商産業大臣（現・経済産業大臣）より、東京工業品取引所ゴム市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和 62 年 11 月	許可更新。
昭和 62 年 12 月	姫路支店廃止。
昭和 63 年 3 月	新潟支店廃止。
昭和 63 年 4 月	新宿支店開設。
平成 2 年 7 月	資本金を 2 億円に増資。
平成 3 年 2 月	群馬支店移転。
平成 3 年 6 月	資本金を 3 億円に増資。
平成 3 年 11 月	許可更新。
平成 4 年 7 月	資本金を 3 億 9, 0 0 0 万円に増資。
平成 6 年 6 月	資本金を 4 億 4, 6 0 0 万円に増資。
平成 6 年 7 月	資本金を 4 億 5, 7 0 0 万円に増資。
平成 6 年 12 月	資本金を 4 億 9, 9 5 0 万円に増資。
平成 7 年 5 月	資本金を 5 億 6, 5 8 5 万円に増資。
平成 7 年 8 月	資本金を 6 億 1, 5 8 5 万円に増資。
平成 7 年 11 月	許可更新。
平成 8 年 8 月	新宿支店移転。
平成 9 年 9 月	水戸支店廃止。
平成 9 年 10 月	渋谷支店開設。 東京工業品取引所毛糸市場の商品取引員受託業務の廃止。
平成 10 年 1 月	農林水産大臣より、東京穀物商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 10 年 3 月	大阪支店移転。
平成 10 年 9 月	関西商品取引所繭糸市場及び農産物市場の受託業務の廃止。

年 月	概 要
平成 11 年 6 月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、東京工業品取引所石油市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 11 年 10 月	群馬支店廃止。 東京工業品取引所綿糸市場の商品取引員の受託業務の廃止。
平成 11 年 11 月	大宮支店開設。
平成 12 年 3 月	渋谷支店移転。 東京穀物商品取引所砂糖市場の受託業務廃止。
平成 12 年 5 月	仙台支店移転。
平成 12 年 6 月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、東京工業品取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 12 年 10 月	外国為替証拠金取引業務開始。
平成 12 年 12 月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、中部商品取引所石油市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 13 年 5 月	大宮支店をさいたま支店に名称変更。 農林水産大臣より、横浜商品取引所(合併により現・東京穀物商品取引所)農産物市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 13 年 8 月	沼津支店開設。
平成 13 年 11 月	許可更新。
平成 14 年 4 月	名古屋支店開設。
平成 14 年 8 月	銀座支店開設。
平成 15 年 2 月	名古屋中央支店及び盛岡支店開設。 大阪支店移転。
平成 15 年 9 月	金融庁・農林水産省・経済産業省より、商品投資販売業の許可を受ける。
平成 16 年 4 月	盛岡支店廃止。
平成 16 年 12 月	沼津支店廃止。
平成 17 年 3 月	大阪支店移転。 商品取引所法改正に伴い、農林水産大臣・経済産業大臣より商品取引員の許可を受ける。
平成 17 年 9 月	さいたま支店・仙台支店・名古屋中央支店を廃止。
平成 17 年 10 月	経済産業大臣より、中部商品取引所 鉄スクラップ市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 17 年 11 月	関西商品取引所 農産物 繭糸市場 福岡商品取引所農産物の市場会員を脱退。
平成 17 年 12 月	外国為替証拠金取引業務部門の分社化。

年 月	概 要
平成 18 年 4 月	銀座支店廃止。
平成 18 年 6 月	資本金を 10 億に増資。
平成 18 年 10 月	新宿支店廃止。
平成 19 年 2 月	渋谷支店廃止。
平成 19 年 7 月	中部大阪商品取引所 石油及び鉄スクラップの市場会員を脱退。
平成 20 年 9 月	大阪支店廃止。
平成 20 年 10 月	金融商品取引業を廃止。
平成 21 年 9 月	中部大阪商品取引所 天然ゴム指数市場に受託会員として加入。
平成 21 年 10 月	中部大阪商品取引所 貴金属市場に受託会員として加入。
平成 21 年 11 月	中部大阪商品取引所 天然ゴム指数市場の受託会員を脱退。
平成 22 年 3 月	東京工業品取引所 日経・東工取商品指数市場に受託取引参加者として加入。

(3) 会社の目的

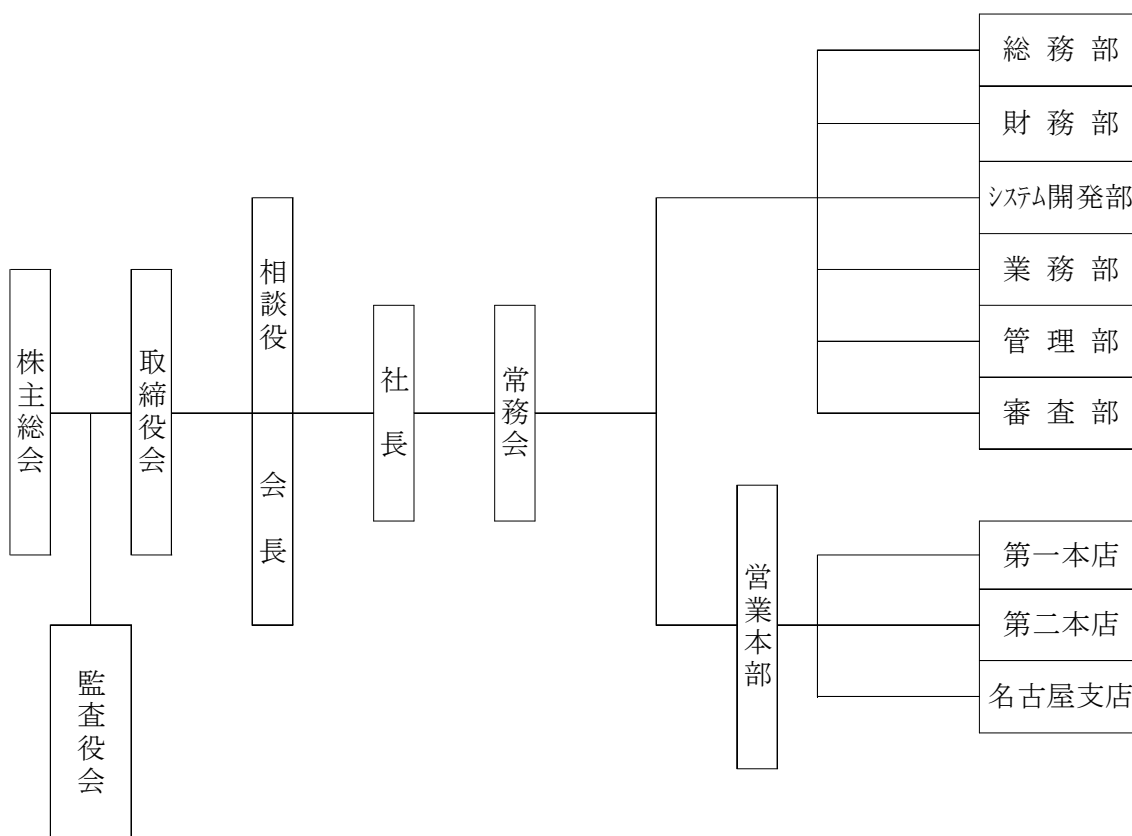
- 1 商品取引所法に基づく各地商品取引所の取引員となり当該商品市場における上場商品（指数、オプションを含む）の売買及び取引の受託業務
- 2 鉄、非鉄金属、貴金属類の加工及びこれらの地金、製品、宝飾品の売買、輸出入、売買の仲介及び売買取引の受託
- 3 次の商品に関する売買、輸出入、売買の仲介及び売買取引の受託
 - ア. 穀物、砂糖、野菜、花等の農産物及びその製品
 - イ. 乾繭、生糸等繊維原料及びその製品
 - ウ. 木材、合板等林産物及び加工品
 - エ. ゴム及びその加工品
 - オ. 原油、ガソリン等石油製品
 - カ. 牛肉、豚肉、鶏卵等の畜産物
- 4 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資顧問業
- 5 金融商品取引法に基づく金融商品取引業
- 6 通貨の売買又は取次ぎ若しくは代理業務
- 7 有価証券の売買及び外国為替の取引、それらの先物売買、受託、取次ぎ、仲介及び代理業
- 8 前各号に付随する一切の業務

(注) 上記のうち____線部分の事業は現在行っておりません。

(4) 事業の内容 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

①経営組織

当社の経営組織は次の通りです。



②業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種の売買並びに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、オプション取引、以下「商品市場における取引」という）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という）を主たる業務としております。

業務の内容は次の通りです。

(a) 主たる業務

イ、商品市場における取引の受託業務

当社は商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より、「受託業務」の許可を受けております。

(許可番号：農林水産省指令「16 総合第 1870 号」、経済産業省「平成 17. 3. 16 商第 1 号」)

取引所名	市場名	貴金属	石油	ゴム	日経・東工取 商品・指数	農産物	上場商品構成物品 (品目)
東京工業品取引所		○					金・銀・白金・パラジウム
			○				ガソリン・灯油・原油・軽油
				○			ゴム
					○		日経・東工取商品指数
東京穀物商品取引所						○	とうもろこし・小豆・ 一般大豆・Non-GMO大豆・ アラビカコーヒー生豆・ロブスタコーヒー生豆
中部大阪商品取引所		○					金

ロ、商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。
自己売買業務を上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

(5) 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区銀座三丁目14番13号	03-3543-8181
名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄二丁目2番17号	052-222-8011

(6) 財務の概要（平成22年3月決算期）

(a) 資本金	1,000,000千円
(b) 純資産額 * 1	1,433,985千円
(c) 総資産額	2,635,004千円
(d) 営業収益	1,077,541千円
（うち、受取委託手数料）	1,099,266千円
(e) 経常損失	198,841千円
(f) 当期純損失	151,280千円

* 1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく同施行規則第38条の規定により算出しております。

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております

(7) 発行済み株式総数

発行済株式の総数 10,490,000株 (平成22年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

(8) 主要株主名(上位10名)

(単位:千株)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数	持株比率
那須 睦子	東京都世田谷区代田3丁目27番7号	1,539	14.7%
島津 嘉弘	東京都目黒区東が丘2丁目8番13号-B	1,359	13.0%
大山 和美	神奈川県横浜市港北区篠原町2797番地40号	694	6.6%
河内源八郎	神奈川県横浜市港北区高田東3丁目15番19号	652	6.2%
平川 政人	東京都新宿区北新宿2丁目6番29-707号	508	4.9%
上野 靖雄	千葉県浦安市美浜1丁目6番-1311号	403	3.8%
従業員持株会	東京都中央区銀座3丁目14番13号	368	3.5%
中村鉄太郎	東京都江東区牡丹3-14-9-408	359	3.4%
野村 嘉久	神奈川県横浜市磯子区杉田7丁目6番14号	334	3.2%
日野 裕治	神奈川県川崎市宮前区有馬2-12-1-506	332	3.2%
計10名		6,552	62.5%

(注) 千株未満は切り捨てて表示しております。

(9) 役員の状況

平成 22 年 3 月 31 日現在

(単位:千株)

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	略 歴	所有株式数
代表取締役相談役	島津 嘉弘 昭和13年 6月21日	昭和40年 6月 北辰商品(株)入社 昭和52年 2月 大和商品(株)入社 昭和60年 5月 ダイワ通商(株)代表取締役 平成 5年 6月 ユニオン貿易(株)相談役 平成 6年11月 新日本商品(株)入社 平成 7年 6月 取締役 平成 8年 6月 取締役副社長 平成 9年 6月 代表取締役社長 平成15年 6月 代表取締役会長 平成21年 1月 代表取締役相談役(現職)	1,359
代表取締役会長	上野 靖雄 昭和20年 3月29日	昭和42年 4月 北辰商品(株)入社 昭和51年12月 北辰物産(株)入社 昭和52年 3月 大和商品(株)入社 昭和60年 5月 ダイワ通商(株)入社 平成 5年 6月 ユニオン貿易(株)入社 平成 6年11月 新日本商品(株)入社 平成 7年 6月 常務取締役 平成17年 5月 代表取締役社長 平成21年 1月 代表取締役会長(現職)	403
代表取締役社長	中村 鉄太郎 昭和26年 3月24日	昭和48年 4月 北辰商品(株)入社 昭和52年 1月 大和商品(株)入社 昭和60年 5月 ダイワ通商(株)入社 平成 5年 6月 ユニオン貿易(株)入社 平成 6年11月 新日本商品(株)入社 平成 7年 6月 取締役 平成12年 6月 常務取締役 平成15年 6月 専務取締役 平成17年 5月 取締役副社長 平成18年 6月 専務取締役 平成20年 6月 取締役副社長 平成20年 9月 専務取締役 平成21年 1月 代表取締役社長(現職)	359
専務取締役 (総務部・財務部・ システム開発部担当)	平川 政人 昭和23年 9月25日	昭和42年 4月 岡安商事(株)入社 昭和44年 2月 新日本商品(株)入社 平成 5年 6月 取締役 平成 7年 6月 常務取締役 平成15年 6月 専務取締役 平成17年 5月 取締役副社長 平成18年 6月 専務取締役 平成20年 6月 取締役副社長 平成21年 1月 専務取締役(現職)	508
常務取締役 (営業担当)	堀川 貢司 昭和32年 5月28日	昭和52年 9月 西興商事(株)入社 昭和57年11月 リーダースコーポレーション(株)入社 昭和60年 8月 大京通商(株)入社 昭和61年 5月 ハイテック商事(株)入社 昭和63年 6月 真下商事(株)入社 昭和63年 7月 ダイワフューチャーズ(株)入社 平成 5年 6月 ユニオン貿易(株)入社 平成 6年11月 新日本商品(株)入社 平成17年 6月 取締役 平成20年 6月 常務取締役(現職)	105

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	略 歴	所有株式数
常務取締役 (管理部・審査部 ・業務部担当)	高山 信一 昭和22年 7月26日	昭和47年 6月 北辰商品(株)入社 昭和48年10月 豊栄物産(株)入社 昭和50年 2月 武田商事(株)入社 昭和55年 2月 大和商品(株)入社 昭和56年10月 高山重機(有)入社 昭和57年12月 山文産業(株)入社 昭和58年 8月 大和商品(株)入社 昭和61年 8月 北辰商品(株)入社 平成 3年 6月 ダイワフューチャーズ(株)入社 平成 4年 1月 ユニオン貿易(株)入社 平成 4年10月 岡地(株)入社 平成 6年12月 コーワフューチャーズ(株)入社 平成 7年 7月 山文産業(株)入社 平成12年10月 (株)アイメックス入社 平成13年 7月 新日本商品(株)入社 平成18年 6月 取締役 平成20年 6月 常務取締役(現職)	45
取締役 (第二本店長)	二ノ宮 邦雄 昭和27年 4月26日	昭和51年 4月 新日本商品(株)入社 平成20年 6月 取締役(現職)	81
取締役 (名古屋支店長)	井尾 義夫 昭和37年12月 6日	昭和56年 4月 (株)藤三商会入社 昭和61年 8月 ダイワ通商(株)入社 平成11年 6月 北辰物産(株)入社 平成11年 8月 北辰商品(株)入社 平成14年 2月 新日本商品(株)入社 平成20年 6月 取締役(現職)	30
常勤監査役	野村 嘉久 昭和17年 2月14日	昭和39年 4月 城東ソニー販売(株)入社 昭和44年 2月 新日本商品(株)入社 昭和54年 1月 取締役 昭和59年 1月 専務取締役 平成 9年 6月 常務取締役 平成19年 2月 顧問 平成21年 3月 常勤監査役(現職)	334
非常勤監査役	大西 詳三 昭和19年 2月18日	昭和39年 4月 農林省入省 昭和47年 8月 農林省農林経済局 昭和58年 4月 農林水産省食品流通局 昭和61年10月 東京農林規格検査所 平成 1年10月 農林水産省食品流通局 平成 7年10月 東京農林水産消費技術センター 平成 9年 4月 農林水産省食品流通局 平成13年 1月 農林水産省総合食料局 平成13年 4月 独立行政法人 農林水産消費技術センター 平成15年 5月 財団法人日本食品分析センター 平成20年 6月 新日本商品(株) 非常勤監査役(現職)	—
非常勤監査役	上浦 隆 昭和32年 2月23日	昭和55年 4月 光村印刷(株)入社 平成 4年12月 (株)ワールドファミリー入社 平成18年10月 新日本商品(株) 非常勤監査役(現職)	—
計	11名		3,224

(10) 従業員の状態

平成 22 年 3 月 31 日現在

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	91 人	76 人	15 人	55 人	36 人
平均年齢	35.3 歳	36.5 歳	29.3 歳	32.3 歳	39.9 歳
平均勤続年数	8.5 年	9.3 年	4.1 年	6.1 年	12.1 年
外務員数	68 人	64 人	4 人	50 人	18 人

2. 営業の状況

(1) 営業方針

昨年国会において商品取引所法が商品先物取引法として成立し、その段階的施行により平成 23 年 1 月から一部の損失限定取引を除く勧誘行為に対して不招請勧誘の禁止が決定しました。

対面営業を主力にしている当社にとっては、再勧誘禁止に続く厳しい勧誘規制であることから、企業の存続を賭けた戦いを余儀なくされるものと思われま

す。しかし当社はこれまで我が国の商品先物市場を担ってきた自負と誇りを失わず、一般投資家による市場流動性の確保が市場活性化に繋がることを信じ、商品先物取引の複雑さを理解していただくには対面営業による緻密な説明が必要との企業信念に基づき、これからも法令遵守のうえで対面営業活動を行なっていく所存です。

(2) 当社及び当業界を取り巻く環境

年を重ねるごとに当社及び当業界を取り巻く環境は厳しくなっている。昨年までは勧誘規制の影響による商品取引員の自主廃業が相次いだ。今年になってからは一般投資家への勧誘規制強化の影響から市場流動性低下により商品取引所の存続が危ぶまれてきています。

近い将来に向けた政府の方針では証券を含めた総合取引所構想が打ち出されましたが、その構想実現までの間に日本の商品取引市場は流動性を確保できずに機能不全に陥る可能性が非常に高くなっています。

当社としては、このような厳しい現状を認識しつつも、市場流動性の担い手として一般投資家への勧誘を法令に従い毅然とした姿勢で行なっております。

(3) 営業の経過及び成果

①受取手数料部門

預り証拠金の減少により、受取手数料部門もやや減少してしまいました。

その結果、委託売買高は 205,660 枚（前年比 12.1%減）と減少し、受取手数料は 10 億 9,926 万円（前年比 1.1%減）となりました。

②売買損益部門

ディーリングに関しては、貴金属市場、農産物市場において行いましたが、貴金属市場で 994 万円のマイナス、農産物市場 1,792 万円のマイナスとなり、全体で 2,786 万円のマイナスとなりました。

以上の結果、当期の営業収益は 10 億 7,754 万円（前年比 8.4%減）でした。また、経費の削減により、営業費用は 13 億 2,880 万円（前年比 34.6%減）となり、営業損失 2 億 5,126 万円（前期は 8 億 5,412 万円の営業損失）、経常損失 1 億 9,884 万円（前期は 7 億 7,305 万円の経常損失）、当期純損失 1 億 5,128 万円（前期は 8 億 6,624 万円の当期純損失）となりました。

事業年度における受取手数料及び損益は次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 69 期 (自 平成 21 年 4 月 1 日) (至 平成 22 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
農 産 物 市 場	140,302
ゴ ム 市 場	5,831
石 油 市 場	15,153
貴 金 属 市 場	933,640
日経・東工取商品指数市場	4,338
合 計	1,099,266

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 69 期 (自 平成 21 年 4 月 1 日) (至 平成 22 年 3 月 31 日)
	商品先物取引
農産物市場	-17,920
貴金属市場	-9,942
合 計	-27,862

- (注) 1. 自己の未決済取引に係る評価損益は、6,137千円であります。
 2. 消費税は含まれておりません。
 3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別	第 69 期 (自 平成 21 年 4 月 1 日) (至 平成 22 年 3 月 31 日)			
	内 訳	委託	自己	合計
商品市場名				
商品先物取引				
農産物市場		59,328	992	60,320
ゴム市場		3,028	-	3,028
石油市場		5,682	4	5,686
貴金属市場		136,593	471	137,064
日経・東工取商品指数市場		1,029	-	1,029
合 計		205,660	1,467	207,127

(注) 売買高には、受渡しによる決済数量は含まれておりません。

(4) 対処すべき課題

今年度の課題は、一般投資家に対する勧誘規制の影響で市場流動性が著しく低下したことにより、自由主義経済の指標である我が国の商品先物市場が存亡の危機に陥っており、非常に憂慮される事態となっていることに尽きます。国内4市場のうち中部大阪商品取引所の解散が決定され、関西商品取引所は流動性がなく市場としての役割を為さず、わが国の商品市場の草分け的存在の東京穀物商品取引所も流動性低下に喘ぎ、その存続を疑問視されています。

最早、我が国の商品先物市場が危機的状況に至っている以上、一商品取引員の経営努力の範疇を超えており、商品先物取引行政及び政治決断に懸かる以外に現状を打破することはできない状態といえます。それでも当社は最後まで希望を捨てず、企業存続と従業員の雇用確保のため努力をしていきます。

(5) 受託業務管理規則

受 託 業 務 管 理 規 則

(目的)

第1条 この規則は、新日本商品株式会社(以下「当社」という。)が委託者に対する受託業務の適正な運営及び管理について必要な事項を定める。

(顧客管理体制)

第2条 当社は受託業務の管理に係る責任の所在を明確にし、受託業務管理規則(以下「管理規則」という。)の実際的な運営が可能となる管理体制を整備する。なお、受託業務に係る経営責任を明確にするため、管理規則の制定及び改廃は取締役会の決議により行う。

- 2 取締役会は営業部門を兼務していない執行役員以上の者から管理部門を総括する最高責任者(以下、「総括責任者」という。)を任命する。
- 3 総括責任者を補佐する者(以下、「副総括責任者」という。)は、営業部門を兼務していない管理部門の部長心得以上の者が担当する。また、営業店を管理するため、各店に管理部担当者を配置する。
- 4 管理部門は総括責任者の指示の下、適法かつ適正な受託等業務を管理するため、以下の職務を行うこととする。
 - ①受託に係る顧客属性の把握と適合性の審査及び受託の許可
 - ②再勧誘拒否者に対する発信規制システムの管理
 - ③原則として不相当と認められる勧誘の適用除外に係る調査
 - ④商品先物取引の未経験者に対する保護期間中の取引制限の解除に係る調査
 - ⑤顧客からの苦情及び紛議等に対する適切な対応と当該担当者への事情聴取
 - ⑥社内監査の実行と営業部、業務部に対しての指導監督
 - ⑦営業活動に於ける関係法令諸規則の周知及びその遵守状況の監視
 - ⑧その他、適正な受託業務を遂行するにあたり必要な措置

(勧誘行為の意思確認)

第3条 勧誘に先立って顧客に対し、会社の商号、登録外務員の氏名、商品先物取引についての勧誘である旨の告知すべき事項を告げた上で、その勧誘を受ける意思の有無を確認する。なお、顧客に告知したことの記録として、告知した顧客の氏名、告知した日時・場所を、告知した登録外務員(以下「外務員」という。)が、所定の書面に記録を残すものとする。

- 2 前項の記録書面は、取引に至った顧客にあつては取引終了後3年間保存する。
- 3 商品先物取引の勧誘を受ける意思のない者及び委託をする意思のない者に対する再勧誘の防止を実効あるものとする為、電話発信に対する規制装置を設け、勧誘及び委託を拒否する旨の申出のあった顧客の電話番号を登録し、登録された電話番号に対して「電話発信規制」を行うことにより再勧誘が起きないように防止措置を講ずるものとする。
- 4 迷惑を覚えさせるような勧誘とならないよう、顧客による事前の具体的な指示又は承諾に基づく場合を除き、午後10時から午前8時までの時間帯の勧誘は行わない。又、顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘、顧客に対して威迫し困惑させ不安の念を生じさせるような勧誘、又顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘は行わない。

(契約締結時の説明義務)

第4条 商品先物取引の委託の勧誘を受ける旨の意思表示をした顧客に対しては、勧誘に先立って商品取引所法（以下「法」という。）第217条第1項に規定する書面（以下「委託のガイド」という。）等を交付する。当該書面等の交付は顧客に対して直接手交または郵送によって行うものとする。

- 2 法第218条第1項の説明にあたって、外務員は顧客に対して「委託のガイド」等の書面を用いて、それらの記述や図画を示す等顧客が容易に理解できるよう留意して説明し、理解の確認を行うものとする。理解の確認にあたっては、まず、次の第1号及び第2号に係る説明をし、その理解の確認を別紙「口座開設の前に（1）」により行い、その後第3号以下の説明をし、その理解の確認を別紙「口座開設の前に（2）」により行うものとする。
 - ①商品先物取引は、取引の担保として預託する取引証拠金の10倍から30倍程度の額になる過大な取引を行うものであること
 - ②相場変動によって預託した取引証拠金の額以上の損失が発生する恐れがあること
 - ③取引証拠金等の制度、種類及び発生の仕組み等に関する事項
 - ④委託手数料の額及び徴収時期に関する事項
 - ⑤商品取引員の禁止行為に関する事項
 - ⑥その他委託のガイドに記載する、主務省令で定められた事項

(不適格者の参入防止)

第5条 当社は、次の各号に該当することが判明した者に対しては、商品先物取引の新規契約に係る委託の勧誘及び受託を行わない。但し、第5号から第8号に該当する者で次項に定める例外要件を満たす者については、この限りではない。

- ①未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- ②生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ③破産者で復権を得ない者
- ④商品先物取引を借入れにより行なおうとする者
- ⑤恩給、年金、退職金、保険金等の収入が過半を占め、これにより生計を維持する者
- ⑥年収500万円未満の者
- ⑦75歳以上の高齢者
- ⑧投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行なおうとする者
- ⑨元本欠損又は元本を上回る損失が生ずる恐れのある取引をしたくない者
- ⑩過去に恣意的に紛争を惹起した者、その他商品先物市場の秩序を乱す恐れのある者
- ⑪その他、明らかに商品先物取引を行うにふさわしくない者

2 前項の第5号から第8号に該当する顧客について、次の例外要件を満たしている場合であって、顧客の自書により自らが商品先物取引不適格者であることを理解していると共に、例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告がある場合において、総括責任者が審査の上これを決裁した時は、前項の規定にかかわらず、これらの顧客に対する勧誘及び受託が出来るものとする。

- ①前項第5号及び第6号については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること及びそれを証明する本人の資産情報を記載した申出書等があること
- ②前項第7号については、顧客が直近の過去3年以内に延べ90日以上に亘り商品先物取引のほか、レバレッジ性の高い取引（海外商品先物取引、有価証券先物取引、金融先物取引、オプション取引、外国為替証拠金取引、株式の信用取引等）の経験があり、商品先物取引の仕組み、リスク等の説明を受けた事項を的確且つ十分に理解していることを証明する取引関係書類又は申出書等があること
- ③前項第8号については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っ

ても生活に支障のない範囲で設定されていること、及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることについて証明する本人の資産情報を記載した申出書等があること

- 3 前項第1号及び第2号に該当する顧客については、取引開始後90日間は投資可能資金額の増額変更を許可しないものとする。
- 4 取引中に顧客が本条第1項各号に該当した時や顧客又は家族の申出等により適合性に疑念が生じた時は、勧誘の段階にあつては勧誘を中止し、取引の段階にあつては新たな取引の受託を差し控える等の措置をした上で速やかに顧客の適合性を再調査し、適合性がないと判明した時は解約等の措置を講ずるものとする。
- 5 商品先物取引の未経験者で70歳以上の高齢者については、損失を被っても生活に支障のない投資可能資金額が設定されているか、取引の仕組みやリスクを理解しているか等十分配慮して管理するものとする。

(口座開設申込書等の徴収と適合性審査等)

第6条 当社は、顧客属性の把握と顧客の商品先物取引に対する主体性を確認する為、「口座開設申込書」に次の事項を設け、顧客に直接記入を求めるものとする。

- ①氏名、住所、生年月日、性別
 - ②職業及び職務内容、勤務先及び勤務先住所、役職名
 - ③家族構成
 - ④情報収集手段
 - ⑤取引に支障をきたす病気の有無
 - ⑥商品先物取引、株式等の経験度合
 - ⑦資産状況(年収及び預貯金等の額)
 - ⑧投資可能資金額
 - ⑨受託契約を締結する目的(以下「契約の目的」という。)の確認
 - ⑩説明を受けた日、場所及び説明をした外務員
 - ⑪その他、必要と認められる事項
- 2 外務員は、前項第8号の投資可能資金額の申告を受けるにあつては顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等の性質を十分理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額であり、取引中に損失が出たときには、その額が減額されること等を顧客

に分かりやすく説明するものとする。

- 3 日常の適合性審査を以下の通り行うこととする。
 - ①管理部担当者は、顧客に面談或いは電話にて、「理解度確認書」等を用いて第4条第2項に基づき説明した事項その他必要事項についての理解度等を確認し、顧客の適合性を調査すると共に、その調査結果を審査部に報告する。
 - ②審査部は、聴取をしたその内容を審査書にまとめ、副総括責任者に報告する。但し、審査部が不在等やむをえない事情がある場合は、本社管理部がその業務を代理できるものとする。
 - ③副総括責任者は調査結果に基づき適合性を審査し受託を許可する。但し、副総括責任者が不在の場合の最終審査は総括責任者がこれを行うものとする。
- 4 最終審査の許可は、原則として副総括責任者が行うものとする。但し、第5条第2項及び第9条第2項に定める審査は総括責任者が行うものとする。なお、第5条第2項及び第9条第2項の審査について、総括責任者が不在の場合には臨機の措置として副総括責任者が代理することが出来るが、この場合にあっては後に総括責任者の承認を得るものとする。
- 5 適合性審査が終了し、最終審査者の許可があるまでは、約諾書の差し入れ、取引証拠金等の受領及び取引に係る委託の売買注文を受けてはならないものとする。
- 6 受託の許可のあった顧客については、取引の為の熟慮期間を設けるものとし、当日の建玉は行わないものとする。
- 7 取引に至った顧客についての審査記録の整備及び保存を次の通り決める。
 - ①本条第4項に係る審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠等の記録を作成し、取引終了後3年間保存する。
 - ②「理解度確認書」、「新規顧客に係る管理部見解」及び「新規顧客に係る審査書」については、取引終了後3年間保存する。

(本人確認の手続き)

第7条 当社は、本人確認の手続きについて、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき行うものとする。

(顧客カードの整備)

第8条 当社は商品先物取引を行なおうとする顧客について、口座開設申込書及び顧客との接触で知り得た情報に基づき、次に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- ①氏名又は商号、住所又は所在地及び連絡先、勤務先、職業、生年月日
- ②資産及び年収の額、投資可能資金額
- ③契約の目的の確認
- ④投資経験の有無とその程度
- ⑤備考欄
- ⑥その他、必要と認められる事項

- 2 顧客カードは外務員が所要の事項を記入し当該店の管理部担当者が内容を確認後、本社管理部に提出する。
- 3 顧客カードは本社管理部及び当該店に備え付ける。但し、当該店に於いては、その写しを備え付ける。
- 4 顧客カードに記載した情報に変更があったと判明した時は、その都度備え付けてある顧客カードに追加又は訂正を加える。
- 5 取引に至った顧客の顧客カードは、取引終了後3年間保存する。但し、平成17年5月1日改正商品取引所法施行以前の既存顧客にあっては、取引が行われた日から7年間保存する。

(未経験顧客に対する保護措置等)

第9条 商品先物取引は証拠金取引でハイリスク・ハイリターンな取引である為、未経験の顧客等過去3年以内に延べ90日以上の商品先物取引の経験があると申出書等で証明出来ない顧客については、原則取引期間が延べ90日間経過するまで未経験者として取り扱い、保護措置期間を設ける。但し、商品先物取引の経験が直近の3年以内に延べ90日以上あることが申出書又は取引関係書類(原本又はコピー)で証明出来た顧客は、当該証明がなされた日より経験者として取り扱う。

- 2 保護措置期間の顧客は、自ら申告した投資可能資金額の3分の1を一定取引量の目安とし、保護措置期間の顧客には一定取引量を超える取引の勧誘をしない。但し、顧客が一定取引量を超える取引を希望する場合であって、未経験者保護

のため取引量制限の措置が設けられていること及び例外の要件を理解し、要件を満たすことを確認する本人自書の申出書があること及び当該顧客が商品先物取引に習熟していることを管理部門が客観的に確認し、総括責任者が決裁したときにはこれを認めることが出来る。

(売買取引の記録等)

第10条 売買注文を受けた際は、売買注文伝票に記載した受注内容等を業務日誌及び管理者日誌に記録するものとする。

- 2 管理部門は残高照合通知書を毎月一回以上発行し、返送された残高照合回答書を保存する。又、営業部及び管理部門は顧客訪問時にその時点の残高照合通知書で取引の内訳を説明して記載の通り相違ない旨の確認を求め、その控えを回収する。

(不正資金の流入防止)

第11条 当社は、以下に規定する者からの受託にあたっては、不正資金の流入を防止するため、次項以下の措置を講ずるものとする。なお、これらの者から受託しようとする場合には、あらかじめ当該顧客の自書により、自己資金による取引である旨の書面による申告があり、総括責任者が認めた場合に限り受託を行うものとする。

- ① 銀行、農業・漁業の共同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者。
 - ② 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社などのノンバンクで直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者。
 - ③ 国、地方公共団体その他公益機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者。
 - ④ 民間企業等の経理・財務担当で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者。
- 2 当該顧客の実入金額が3000万円を超えたとき、当該顧客の資金について調査を開始する。
 - 3 調査は管理部門が担当し、営業部門はこれに協力しなければならない。ただし、調査が困難と判断したときは、外部調査機関に委託する等資金調査に必要な措置を講ずるものとする。

- 4 調査にあたっては、当該顧客からその資金の性格や出所を聴取するとともに、資金の根拠を記載した申出書及び資金の裏付けとなる証拠書類の提出を求める。この場合、当該顧客が資金の裏付けとなる証拠書類を提出しないときは、その後の新たな入金や建玉の受注を受けないものとする。
- 5 不正資金の流入防止の為の調査をしたときは、その調査に係る記録を作成し、これを7年間保存する。
- 6 取引開始後も顧客の属性を的確に把握するため、属性情報に変更があった場合には「お客様相談窓口」等に申し出るよう書面にて注意を喚起し、顧客から変更の申出があった場合には顧客カードを更新する。なお、異動等により公金取扱者となった顧客については、不正資金流入防止に必要な措置を講ずるものとする。
- 7 顧客から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該顧客に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金は不正資金の有無に係らず受託しないものとする。

(委託者との入出金に係る管理措置)

- 第12条 当社は委託者との間の入金及び出金は原則として振込みにより行うものとする。なお、やむを得ず現金の受け渡しを行う必要がある場合については、総括又は副総括責任者が委託者ごとにその必要性等について個別に審査するものとする。
- 2 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行う。
 - 3 外務員が委託者から現金で入出金した時は、当該外務員以外の者が、当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について確認を行うものとする。
 - 4 現金の授受にあたっては、原則複数の外務員で対応するものとする。但し、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得るものとする。
 - 5 現金の授受に関する記録は、審査の日から3年間保存する。

(広告等に係る社内審査等)

第13条 当社は、日商協の自主規制規則「会員の広告等に関する規則」及び「会員の広告等に関する指針」に基づき、広告等を行うものとする。

(その他の管理措置)

第14条 上記に掲げる措置のほか、商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては商品取引所法令、受託契約準則、日商協の自主規制規則「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

- 2 顧客の自己責任意識を高める為、担当外務員が不在の時の問い合わせ先についても説明する。
- 3 外務員の資質向上の為、適宜トラブルの事例や受託契約準則等に関する周知徹底を図る。
- 4 不正行為が認められた時は、懲罰規定により懲罰委員会の決議に基づき関係者に対して厳正な処分を行う。

(勧誘方針の策定及び公表)

第15条 当社は、商品先物取引の勧誘を行うにあたっては、あらかじめ当該勧誘に関する方針を定めこれを公表するものとする。

(取引本証拠金の額)

第16条 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。但し、相場の状況等により当社が必要と判断する場合には取締役会において決定し、取引本証拠金の額を一定額増加することがある。

- 2 取引本証拠金の額その他必要な事項について社内に周知するとともに、委託者の通知した内容についてはその記録を3年間保存する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第17条 この規則は日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更した時も同様とする。

(附則)

1. 本規則は平成10年9月1日より実施する。
2. 平成11年1月25日一部改正
3. 平成11年5月1日一部改正
4. 平成12年4月1日一部改正
5. 平成13年4月2日一部改正
6. 平成13年8月1日一部改正
7. 平成14年2月1日一部改正
8. 平成14年6月1日一部改正
9. 平成15年4月1日一部改正
10. 平成15年6月6日一部改正
11. 平成15年7月1日一部改正
12. 平成15年12月1日一部改正
13. 平成16年4月21日一部改正
14. 平成17年5月1日一部改正
15. 平成17年7月1日一部改正
16. 平成18年7月10日一部改正
17. 平成19年1月22日一部改正
18. 平成19年2月26日一部改正
19. 平成19年3月12日一部改正
20. 平成19年8月15日一部改正
21. 平成19年10月1日一部改正
22. 平成20年1月15日一部改正
23. 平成20年2月1日一部改正
24. 平成20年4月1日一部改正
25. 平成21年1月5日一部改正
26. 平成21年9月15日一部改正

(6) 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
85名	20名	32名	73名

(7) 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
507名	279名	509名

(8) 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 8件	3件	0件	0件	2件	0件	3件
前年度から継続している案件の件数 19件	6件	0件	6件	5件	0件	2件
合計 27件	9件	0件	6件	7件	0件	5件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

- (注) (c)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴訟		訴訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件 * (0件)		0件 * (0件)	
前年度から継続している案件の件数 1件	0件 * (0件)		1件 * (1件)	
合計 1件	0件 * (0件)		1件 * (1件)	

(注) 双方が提起したものは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

* なお、（ ）内は自社が先に訴訟を提起した件数を記載している。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

(1) 貸借対照表

平成22年3月31日

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,512,413	流動負債	1,034,607
現金及び預金	465,825	預り証拠金	960,999
預託金	18,325	未払金・未払費用	34,900
委託者未収金	6,238	賞与引当金	11,254
保管有価証券	16,392	未払法人税等	4,057
差入保証金	652,070	未払消費税等	11,688
委託者先物取引差金	309,876	その他の流動負債	11,708
未収入金	5,882		
その他の流動資産	38,560		
貸倒引当金	△ 756	固定負債	184,579
		退職給付引当金	165,982
		商品取引責任準備金	18,597
固定資産	1,122,590		
有形固定資産	138,103	負債合計	1,219,187
建物	104,614		
器具及び備品	28,703	純資産の部	
土地	4,785	株主資本	1,417,576
		資本金	1,000,000
無形固定資産	8,769	利益剰余金	643,956
ソフトウェア	1,935	利益準備金	171,448
電話加入権	6,834	その他利益剰余金	472,508
		任意積立金	623,500
		繰越利益剰余金	△ 150,991
投資その他の資産	975,717	自己株式	△ 226,380
投資有価証券	234,721		
子会社株式	300,000	評価・換算差額等	△ 1,760
出資金及び加入金	2,200	その他有価証券評価差額金	△ 1,760
長期未収債権	56,591		
長期差入保証金	389,207		
長期貸付金	170		
その他の投資	61,880		
貸倒引当金	△ 69,053		
		純資産合計	1,415,816
資産合計	2,635,004	負債・純資産合計	2,635,004

(注) 記載金額については、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで (単位: 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,077,541
受取手数料収入	1,099,266	
売 買 損 益	△ 21,725	
販売費及び一般管理費		1,328,805
営 業 損 失		251,263
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	2,292	
そ の 他	53,043	55,336
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,634	
そ の 他	280	2,914
経 常 損 失		198,841
特 別 利 益		
貸倒引当金戻入	3,263	
商品取引責任準備金戻入	40,806	
投資有価証券売却益	7,041	
そ の 他	8,649	59,760
特 別 損 失		
固定資産売却損	992	
原状回復費	9,983	10,975
税引前当期純損失		150,056
法人税・住民税及び事業税		1,223
当 期 純 損 失		151,280

(注) 記載金額については、千円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

自 平成21年 4月 1日

至 平成22年 3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等	純資産合計	
	資本金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計			その他有価証券評価差額金
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計					
			任意積立金	事業拡張積立金	繰越利益剰余金						
前期末残高	1,000,000	170,613	1,190,000	200,000	△ 757,026	803,587	△ 189,865	1,613,721	2,194	1,615,915	
当期変動額										-	
剰余金の配当(注1)			△ 8,349			△ 8,349		△ 8,349		△ 8,349	
当期純損失					△ 151,280	△ 151,280		△ 151,280		△ 151,280	
自己株式の取得							△ 36,514	△ 36,514		△ 36,514	
欠損金の填補(注1)			△ 557,315	△ 200,000	757,315	-		-		-	
準備金の積立(注1)		835	△ 835			-		-		-	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									△ 3,954	△ 3,954	
当期変動額合計	-	835	△ 566,500	△ 200,000	606,034	△ 159,630	△ 36,514	△ 196,144	△ 3,954	△ 200,099	
当期末残高	1,000,000	171,448	623,500	-	△ 150,991	643,956	△ 226,380	1,417,576	△ 1,760	1,415,816	

(注1) 平成21年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(注2) 記載総額については、千円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 個別注記表

計算書類作成の基本となる重要な事項の注記

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) 子会社株式

移動平均法による原価法

(b) その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(c) 保管有価証券は商品取引所法施行規則第 39 条の規定により商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の 80%～85%
社債（上場銘柄）	額面金額の 65%
株券（一部上場銘柄）	時価の 70%相当額
倉荷証券	時価の 70%相当額

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）・・・定率法

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお取得価格が 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産については 3 年間で均等償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。なお、リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(b) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(c) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(d) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。

この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

貸借対照表等に関する注記

1. イ. 担保資産

担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

担保資産の内訳

定期預金	250,000 千円
合計	250,000 千円

対応する債務の内訳

該当なし

ロ. 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券	16,392 千円
合計	16,392 千円

ハ. 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は 13,655 千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条の規定に基づく委託者資産保全措置額は 73,300 千円であります。

- 有形固定資産の減価償却累計額 140,280 千円
- 貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している重要な固定資産として各種コンピューター、通信機器及び車両があります。
- 委託者未収金のうち、無担保未収金は、56,187 千円であります。また、発生から 1 年を経過しているものは、投資その他の資産の部に計上しており、その額は、56,591 千円であります。
- 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第 221 条の規定に基づくものであります。

6. 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払清算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、商品取引所ごとに合計して算出したものです
7. 1株当り当期純損失 18円57銭

損益計算書に関する注記

1. 受取手数料の内訳

商品先物取引	1,099,266千円
合 計	1,099,266千円

2. 売買損益の内訳

商品先物決済損益	-27,862千円
商品先物評価損益	6,137千円
合 計	-21,725千円

金融商品に関する注記

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入による方針です。

委託者に係る差入保証金・委託者先物取引差金・保管有価証券・預り証拠金については、相場変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の受託業務管理規則に沿って委託者ごとに日々把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

長期差入保証金は、日本商品清算機構・商品取引所への商品取引所法に基づく預託金です。預託先ごとに残高を管理するとともに、預託先の状況を定期的にモニタリングし、財政状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	465,825	465,825	—
(2) 差入保証金	652,070	652,070	—
(3) 委託者先物取引差金	309,876	309,876	—
(4) 保管有価証券	16,392	16,392	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	8,800	8,800	—
(6) 預り証拠金	(960,999)	(960,999)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 差入保証金、(3) 委託者先物取引差金、(6) 預り証拠金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 保管有価証券

時価については、充用価格によっております。

(5) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式等*1	525,921
長期差入保証金 清算預託金・信託金・敷金及び保証金*2	389,207

*1：非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価評価していません。なお、非上場株式には、子会社株式300,000千円が含まれております。

*2：日本商品清算機構預託の清算預託金279,396千円、取引所預託の信託金11,200千円については、実質的な預託期間を算定することは困難であります。また賃貸物件において預託している敷金及び保証金98,610千円においても、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(5) 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

(6) 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率〔純資産額/リスク額×100〕	1,551%
(b) 純資産額資本金比率〔純資産額/資本金額×100〕	143%
(c) 自己資本資本金比率〔自己資本/資本金額×100〕	142%
(d) 自己資本比率〔自己資本/総資産額×100〕	54%
(e) 修正自己資本比率〔自己資本/総資産額×100〕	72%
(f) 負債比率〔負債合計額/純資産額×100〕	85%
(g) 流動比率〔流動資産額/流動負債額×100〕	146%

以 上